二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県久米郡美咲町羽仁字ナブ谷口一〇二八、一〇二九、一〇三五、一〇三六、字ナブ谷一〇三〇の一、一〇三二、一〇三三、王子字谷河内陰八六の二、八七から八九まで、九〇の一、九一の一、九二、字谷河内暗九三の一、九四の一、九四の二、九五の一、九五の二、九六の一、九六の二、九七の一、九七の二、九八の一、九八の二、一〇〇の一から一〇〇の三まで、一〇一の三、一〇一の四、津山市加茂町字野字風呂谷一二七九の一、字大陰一二八〇の二九

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁並びに津山市役所及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百六十二号

事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第十四条第二項の規定に基づき、事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第十四条第二項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年七月十四日

経済産業大臣　海江田万里

事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第十四条第二項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項の一部を改正する告示

事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第十四条第二項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項の一部を次のように改正する。

第一条第一号ハの次に次のように加える。

ニ　株式会社日本政策投資銀行

ホ　信用保証協会

ヘ　地方公共団体（イからホまでに掲げる者のうちいずれかの者とともに債務免除等をするものに限る。）

第一条第二号の次に次の一号を加える。

三　債務免除等　債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転（当該債務者においてその債務の消滅に係る利益の額が生ずることが見込まれる場合の当該現物出資による移転に限る。）をいう。

第二条第三項中「債権放棄」を「債務免除等」に改め、同条第四項第二号中「債務者」の下に「（会社の分割又は事業の譲渡により債務者の事業の全部又は一部を他の事業者に承継させ、かつ、当該他の事業者が当該債務者の債務を引き受けた場合には、当該他の事業者）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十三年七月十四日から施行する。

○経済産業省告示第百六十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。

平成二十三年七月十四日

経済産業大臣　海江田万里

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした外国製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	外国製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
○八ＰＨ○一	平成二十三年六月二十九日	抵抗体温計	セブミツミ　インコーポレイテッド	セブミツミ　インコーポレイテッド フィリピン共和国セブ州ダナオ市サバングＭＲＩスペシャルエコノミックゾーン

○国土交通省告示第七百五十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年七月十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　縦覧開始の日　平成二十三年七月十五日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　千葉県流山市駒木百七十六番地独立行政法人都市再生機構千葉常磐開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第七百五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

一ノ谷下川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県岩国市本郷町本郷

字疫神　一六九七番二　一号

一六九七番二地先道路敷　二号

字追原　一八八四番　三号

一八八三番一　四号

字宮ケ谷　一八九九番一　五号

一八九〇番二　六号及び七号

字長雄山　二七三番一　八号及び九号

字手水川　一六九六番一　十号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

尾殿川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第九百八十二号で指定した土地の区域を除く。）

山口県大島郡周防大島町大字和田

字脇田　九四七番一　一号

九三九番　二号

字高下　七四九番　三号

七五三番　四号

字笹中　八二〇番　五号

字笹　八二二番一　六号

八二五番　七号

字暮田北　八三一番　八号

八二七番一　九号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下畑東谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県山口市徳地山畑

字下のろ　一三七五番地先道路敷　一号

一三九二番　二号

一三一六番　三号

字西黒岩　一三一四番　四号

字いの浴　一三〇五番一　五号

字大上　一三〇二番　六号

一四〇四番一　十三号

字本山畑　一三〇〇番第一　七号

一四三六番　十二号

字沖山畑　一四七二番　八号及び十一号

一四六四番一地先道路敷　九号

一三六七番一地先道路敷　十号

字上のろ　一四〇九番地先道路敷　十四号

字北山

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

十七渓流

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和七年内務省告示第二百七十七号で指定した土地の区域を除く。）

山口県防府市大字奈美

字紺屋河内　九三三八番　一号及び二号

九三六番　三号

四四六番一地先道路敷　五号

九三三番　六号から八号まで

四〇五番一　九号

九二四番一地先道路敷　十一号

九二七番　十二号、十四号及び十五号

九二八番　十三号

九二六番一地先河川敷　十六号

四四九番二　四号

九二三番一地先道路敷　十号

字竹ノ下